

大雨により被災された皆様へのご相談・お手続きについて

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当会では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域の皆さまに対しまして、下記のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 各種のご相談・お手続きについて

- ・貯金通帳、証書、キャッシュカード、お届け印を紛失された方は、貯金者ご本人であることを確認のうえ、払戻しに対応させていただきます。また、定期性貯金の期限前払戻しについても、ご相談を承ります。(ご本人さまを確認できる資料をできるだけお持ちください。)
- ・今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等についてはご相談ください。
- ・損傷した紙幣や貨幣の両替等は、窓口でお取扱いさせていただきます。
- ・お借入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等についてはご相談ください。
- ・その他、各種ご相談に対応させていただきます。

(2) 各種窓口

- ・当会本・支所及び代理店(漁協)窓口

以上